地域審議会について

1. 山武市における地域審議会設置の経緯

平成 17 年 2 月 14 日に開催されました第 1 回山武中央合併協議会において、協議第 1 0 号 協定項目 7 『地域審議会の取扱い』により、合併前の成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の各区域に地域審議会を新市において設置することが確認されております。

2. 制度の趣旨

- ・地域審議会の制度は、合併により住民の意見が合併市町村(新しい市)の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村(新しい市)の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものです。
- ・合併前の市町村の区域を基礎とする制度としては、議会議員の定数・任期等に関する特例や選挙区の設置などがあります。しかし、これらの制度の適用を受けて選出され又は在任する議員も新市全域の議会の構成員であり、また、議会は、議会又は議員の権限とされた事項について議事の対象となりますが、新市の執行機関の権限に属する事項にまで権限が及ぶものではありません。そこで、合併前には単一の市町村として一体的に施策が実施されてきましたが、合併により区域固有の意見の反映ができにくくなるとか、住民と行政との距離が遠くなる等の懸念に対応するために、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明のための新たな仕組みとして、平成11年の市町村の合併の特例に関する法律の改正により、新市の施策に関し諮問を受け又は必要に応じて意見を述べることができる地域審議会を置くことができるとされました。これにより、合併を進める上での懸念や障害を除去し、また、合併後の新市に均衡ある発展などを図ろうとするものです。

3. 地域審議会の法令上の位置づけについて

- ・合併関係市町村(4町村)の協議により、期間を定めて新市に、4町村の区域であった区域ごとに、新市が処理する旧4町村の区域に係る事務に関し、『新市の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき新市の市長に意見を述べる審議会(=地域審議会)を置くことができる』と、<u>市町村の合併の特例に関する法律第5</u>条の4に規定されております。
- ・地域審議会は、地方自治法第 138 条の4第3項に基づく新市の長の附属機関です。 本来、附属機関は条例により設けることが原則ですが、合併前に合併後の新市の条 例を制定することはできませんので、合併前に、合併関係市町村の協議により定め ることができることとされたものです。この合併関係市町村の協議については、合 併関係市町村の議会の議決を経るものとされています。
- ・地域審議会の設置のほか、地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の組織及 び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協

議が成立したときは、直ちにその内容を告示することとされています。

また、新市において地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を変更しようと するときは、条例で定めなければならないとされています。

4. 地域審議会の役割

- ・地域審議会は、合併前の旧市町村(4町村)の区域であった区域ごとに、新市が処理 する事務に関して、新市の市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき 新市の市長に意見を述べる機関です。
- ・どのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の 協議において、地域の実情に応じて判断されるべきものであるとされています。

新市では、次の事項とされています。

≪市長の諮問に応じる事項≫

- ①新市建設計画の変更
- ②新市建設計画の執行状況(定期的)
- ③当該区域を単位とする地域振興のための資金の運用
- ④基本構想・各種計画の策定、変更等
- ⑤市長が必要と認める事項

≪必要と認める事項については、次のものが考えられるとされています。≫

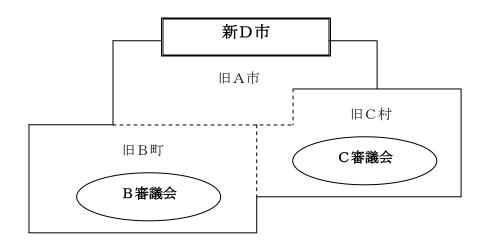
- ①新市建設計画の執行状況 (随時的)
- ②公共施設の設置・管理運営
- ③福祉・廃棄物処理・消防等の施設の実施状況
- ④当該区域のみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業

5. 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議により期限を定めて設置することとされています。なお、合併後に設置期間の変更を行うことは可能であると考えられますが、一般的には適当ではないとされています。期限を定めるに当たっては、市町村建設計画(新市建設計画)の変更の際には地域審議会の意見を聞かなければならないこととされていることに鑑み、市町村建設計画の期間も考慮することが適当であるとされています。

地域審議会

合併前の市町村の協議により、合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会を設置することができる。



◎役割

関係区域に係る新市の事務に関して

- ・新市の市長の諮問に応じて審議する市町村建設計画の変更、執行状況、予算の執行 等
- ・新市の市長に必要と認める事項につき意見を述べる 公共施設の設置・管理運営 福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施 等

◎目的

合併後も区域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現 する

※市町村自治研究会編集 「逐条解説 市町村合併特例法」より